

外国人材雇用企業における新型コロナウイルス感染症の影響に関する調査（令和2年10月）の結果等について

〔令和2年11月19日〕
商工労働局

1 趣 旨

外国人材を雇用している県内企業における新型コロナウイルス感染症の影響を把握するため、令和2年8月に、県内外国人労働者に占める割合が高い技能実習生の状況について、県内のすべての外国人技能実習監理団体（以下「監理団体」）を対象として調査を実施したところであるが、その後の出入国制限緩和等を踏まえ、改めて現状把握のための調査を行った。

出入国制限緩和の状況

○出国について

外務省 HP（令和2年10月30日発出）

「3月25日に、出国困難となる事態を防ぐために全世界一律に発出した「危険情報」レベル2（不要不急の渡航は止めてください）を解除します。ただし、現状においても新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、入国制限措置や入国後の行動制限をとっている国・地域、また、国際線の運航が制限されている国・地域が依然として存在しています。海外に渡航される際には、各国の入国制限措置等の情報（中略）を十分に御確認ください。」

○入国について

・外務省 HP（令和2年10月1日からの措置）

全世界の国・地域からの新規入国を可能にする措置

「令和2年9月25日、日本国政府は、同年10月1日からビジネス上必要な人材等に加え、順次、留学、家族滞在等のその他の在留資格も対象とし、原則として全ての国・地域からの新規入国を許可することを決定しました。」

・令和2年11月1日時点の状況

別紙 外務省作成資料「日本への入国／再入国／帰国の際に利用可能な枠組み 令和2年11月1日時点」参照

2 調査の概要

- (1) 調査対象 県内の監理団体 164 団体（前回調査：157 団体）
- (2) 調査方法 郵送により調査票送付，ファックス又は電子メールにて回答（前回調査同様）
- (3) 調査期間 令和2年10月15日～10月30日（前回調査：令和2年8月6日～8月24日）
- (4) 回答数 66 団体，回収率 40.2%（前回調査：77 団体，回収率 49.0%）
- (5) 結果概要 ※（ ）内の数値は監理団体数

ア 入国制限による影響について

- (ア) 認定された計画どおりに受入れが進まないことによる実習実施者（受入企業）からの相談

「ある」：62.1% (41/66)（前回調査：74.0%(57/77)）

「ない」：36.4% (24/66)（前回調査：24.7%(19/77)）

- (イ) 相談がある実習実施者の業種（複数回答可）

「食品製造」：51.2% (21/41)，「機械・金属」：41.5% (17/41)，「建設」：39.0% (16/41)，

「農業」・「溶接」・「介護」：各 14.6% (各 6/41)

- (ウ) 相談がある実習実施者における対応（複数回答可）

「自社の実習修了後の元実習生の在留資格変更により補充※」：68.3% (28/41)，

「国内人材（実習生以外）により補充」：29.3% (12/41)，

「他社の実習修了後の元実習生の在留資格変更により補充※」：19.5% (8/41)，

「実習実施の断念」：14.6% (6/41)，

「他の実習実施者からの転籍受入れにより補充」：12.2% (5/41)

※ 実習修了後、本国への帰国が困難な元実習生は、在留資格「特定活動（6か月，更新可・就労可）」への変更により、従前の実習企業等又は新たな受入企業等において、実習と同種の業務で就労することができる。

イ 帰国困難者の状況について

- (ア) 実習終了後、帰国困難となっている元実習生の有無

「いる」：65.2% (43/66)（前回調査：74.0%(57/77)）

「いない」：28.8% (19/66)（前回調査：24.7%(19/77)）

- (イ) 帰国困難となっている元実習生の対応※（複数回答可）

※ 本国への帰国が困難な元実習生は、在留資格「特定活動（6か月，更新可・就労可）」への変更により、実習と同種の業務で就労することができるほか、就労できない在留資格「特定活動（6か月，更新可・就労不可）」への変更による継続滞在も可能。

- ① 就労できる在留資格「特定活動(6か月・就労可)」へ変更した元実習生がいる監理団体：100% (43/43)

【具体的な対応】

- 「実習と同一作業・同一の企業での就労継続」：100% (43/43),
「実習と同一作業・実習と異なる企業での就労継続」：4.7% (2/43)

- ② 就労できない在留資格「特定活動(6か月・就労不可)」等へ変更した元実習生がいる監理団体：18.6% (8/43)

【監理団体における支援】

- 「生活の支援(宿泊施設の提供等)」：75.0% (6/8),
「その他(情報提供等)」：25.0% (2/8)

ウ 実習実施困難時の対応について

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の影響による実習実施困難時届※の有無

「届出あり」：24.2% (16/66) (前回調査：20.8%(16/77))

「届出なし」：72.7% (48/66) (前回調査：77.9%(60/77))

※ 外国人技能実習機構(以下「機構」)において実習計画の認定を受けた後に、実施が困難となった場合は、機構への実習実施困難時届出書の提出が必要。計画認定後に実習生が出身国を出国できない場合も届出が必要。

- (イ) 実習実施困難となった業種等(複数回答可)

「溶接」：37.5% (6/16), 「建設」：31.3% (5/16), 「機械・金属」：25.0% (4/16),
「食品製造」：12.5% (2/16)

- (ウ) 実習実施困難となった場合の対応(複数回答可)

「実習と同一作業で他の実習先に転籍」：50.0% (8/16),

「特定活動(最大1年・就労可)※」への変更により他企業で就労継続：18.8% (3/16),

「実習生の出身国での待機等」：12.5% (2/16)

※ 経営悪化等により実習実施が困難となった場合、帰国困難であり、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、特定産業分野(介護、農業等の14分野)で就労が認められる「特定活動(最大1年・就労可)」への在留資格変更が可能。

解雇等され就労継続が困難となった在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」なども対象。この措置に合わせて出入国在留管理庁は求人事業者とのマッチング支援を実施。

エ 監理団体における雇用維持等に関する支援制度の周知の状況

上段：今回調査，下段：前回調査，()内：監理団体数

支援制度	周知	
	企業	実習生
雇用調整助成金	83.3%(55/66)	43.9%(29/66)
	84.4%(65/77)	53.2%(41/77)
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	75.8%(50/66)	37.9%(25/66)
	70.1%(54/77)	44.2%(34/77)
雇用保険(基本手当)給付	69.7%(46/66)	33.3%(22/66)
	66.2%(51/77)	46.8%(36/77)
「解雇等された外国人の方への就労継続支援」 出入国在留管理庁による特定産業分野におけるマッチング支援 予定どおり実習を修了した技能実習生への対象拡大(9/7～)を含む。	63.6%(42/66)	36.4%(24/66)
	53.2%(41/77)	40.3%(31/77)

オ 出入国制限緩和に伴う今後の受入れについて

- (ア) 入国に係る手続の状況

※ 海外から来日の場合、「在留資格認定証明書」取得後、「査証(ビザ)」取得の順で手続が必要

()内：監理団体数

手続の状況	該当する実習生がいる 監理団体の割合	
「査証」取得済	30.3%	(20/66)
「査証」申請中	45.5%	(30/66)
「在留資格認定証明書」取得済	9.1%	(6/66)
「在留資格認定証明書」申請中	10.6%	(7/66)

(イ) 今後の受入りに当たっての課題

① 入国前の課題

- ・「航空便の確保が困難」：43.9% (29/66)
- ・「入国のために必要な対策*の情報収集及び詳細の理解が困難」：22.7% (15/66)
*誓約書提出, 医療保険加入, 接触確認アプリ導入, 検査証明書提出等
- ・「実習生自身による入国のために必要な対策*の実施が困難」：9.1% (6/66)
*出国前14日間の検温, 出国前72時間以内の検査等

② 入国後の課題

- ・「入国後の実習生の待機場所(14日間の待機)の確保が困難」：62.1% (41/66)
- ・「入国後の実習生の待機場所までの移動手段の確保が困難」：54.5% (36/66)
- ・「実習生の待機場所での生活支援等*への対応が困難」：33.3% (22/66)
*健康フォローアップ, 食事等

カ 監理団体における要望・意見

- ・ 地方空港での受入れが可能となる体制等(国際線の回復, 検疫体制)の早急な整備が必要
- ・ 入国後の待機場所や移動手段の確保等に係る費用負担増加が課題

3 参考 (公財) ひろしま国際センター等における外国人相談状況

(R2年2～9月; 件数)

新型コロナウイルス感染症に関連した相談内容	ひろしま国際センター	(参考) 3市
1 体調不安, 検査希望, 感染予防	41	37
2 定額給付金等の手続き など	83	426
3 社会保険, 生活困窮(生活資金, 住宅費, 税免除等)	12	347
4 労働関係(解雇, 仕事探し, 休業補償等)	13	98
5 ビザ・出入国関係	16	30
合計	165	938

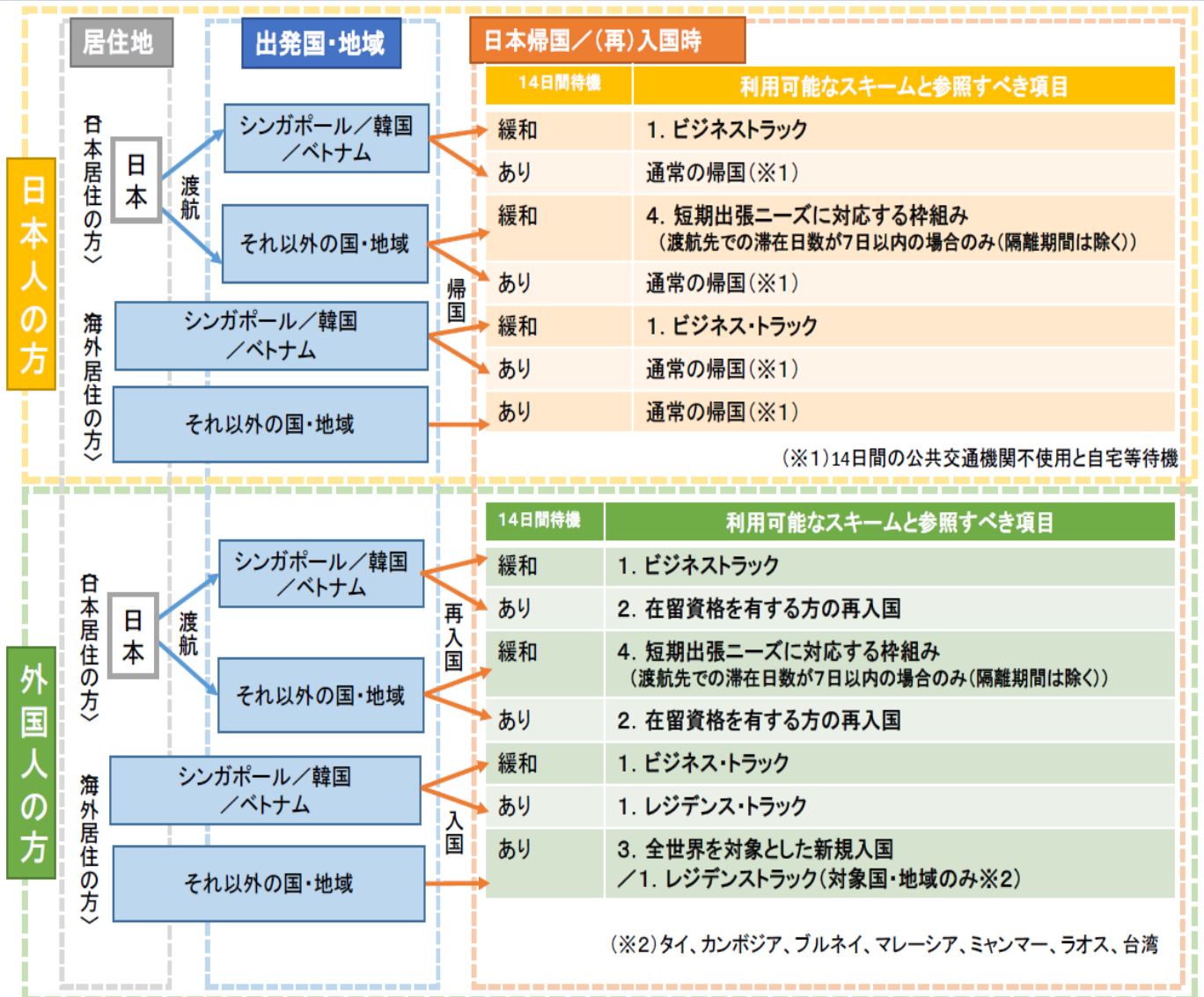
(注) 「3市」は, 技能実習生の比較的多い広島市, 福山市, 呉市の外国人相談窓口での件数

4 今後の対応について

- 出入国制限緩和に伴う今後の受入りに当たり, 航空便の確保のほか, 入国のために必要な対策の情報収集が困難という課題があることがわかった。
このため, 感染症危険情報と水際対策措置などの情報を, 企業等が円滑に収集できるよう県HPを通じて発信するとともに, 業界団体や監理団体, 特定技能登録支援機関等を通じた発信等, 周知の徹底に継続して取り組む。
併せて, 帰国困難な元実習生や解雇等された外国人の円滑な再就職や転職のための支援制度等の情報の周知に引き続き取り組む。
- 出入国制限は徐々に緩和されているが, 入国のために必要な対策の実施や, 帰国困難な元実習生等への対応に関して, 国の責任において講ずる必要がある次の措置等について, 引き続き国に対し要請を行う。
 - ・ 出入国手続等の情報提供の徹底
 - ・ 入国前の検査や入国後の待機措置等に係る外国人本人や受入企業の費用負担増加に対する軽減措置
 - ・ 地方空港における検疫体制の充実・強化 ※
 - ・ 在留資格の特例措置の円滑な活用に向けた適時・的確な情報提供と継続的な見直し
 - ・ 帰国困難な元技能実習生等で, 帰国を希望する者の早期帰国の実現や, やむを得ず就労を継続することができない者などに対する生活支援のための適切な措置

※ なお, 地方空港への国際線の復便は, 国の出入国制限緩和と需要回復が前提となるが, 広島空港については, 県(空港振興課)において, 今後, 制限が緩和され, 航空会社が運航を希望した際にスムーズに受入れができるよう, PCR検査を含めた入国時の受入体制の整備に向けて, 広島空港検疫所支所や広島空港ビルディング(株)等関係者と調整を行っており, 引き続き具体的な協議を進めていく。

日本への入国／再入国／帰国の際に利用可能な枠組み 令和2年11月1日時点



出所：外務省 HP

ビジネストラック（対象国・地域との間での双方向の往来を可能にするスキーム）

例外的に相手国又は本邦への入国が認められ、「本邦活動計画書」の提出等の更なる条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる（行動制限が一部緩和される）スキーム。主に短期出張者用。

※ 自宅等と勤務先の往復等の限定した形で、公共交通機関不使用、不特定の人が入り出る場所への外出回避が必要。

レジデンス・トラック（対象国・地域との間での双方向の往来を可能にするスキーム）

例外的に相手国又は本邦への入国が認められるものの、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機は維持されるスキーム。主に駐在員の派遣・交代等、長期滞在用。

※ 対象者が現行の水際措置を遵守すること等を確保するために必要な措置をとること等を受入企業・団体が誓約する「誓約書」の提出、入国前14日間の検温の実施等が必要。

全世界を対象とした新規入国

外国人が本邦への新規入国を希望する場合は、レジデンス・トラックと同様の手続が必要。必要な書類は出発国・地域が入国拒否対象地域に指定されている場合とそうでない場合で異なる。